

贈与等報告書の閲覧に関する事務処理要綱の制定について

(平成15年8月19日岩監第329号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成15年8月20日から施行するので、誤りのないようになされたい。

別添

贈与等報告書の閲覧に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の職務に係る倫理の保持に関する規則(平成13年岩手県規則第117号。以下「規則」という。)第10条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例(平成13年岩手県条例第13号)第6条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2 規則第10条第2項に規定する任命権者が定める場所は、警務部監察課とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第3 閲覧は、岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)第1条第1項各号に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時30分までの間に行うものとする。

(閲覧手続等)

第4 贈与等報告書を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、贈与等報告書閲覧申込書(様式)に氏名その他必要な事項を記入のうえ本部長に提出し、所定の場所で閲覧しなければならない。

(閲覧の際の遵守事項)

第5 閲覧者は、職員の指示に従うとともに、贈与等報告書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 職員は、閲覧者が前項の規定に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、閲覧を停止し、又は禁止する等必要な措置を講ずることができる。

3 贈与等報告書の複写をすることはできない。

様式（第4関係）

贈与等報告書閲覧申込書

岩手県警察本部長 様

贈与等報告書の閲覧を請求します。

なお、閲覧に当たり次のことを遵守します。

贈与等報告書を改ざんし、汚損し、又は破損しないこと。

職員の指示に従うこと。

閲覧日	年 月 日				
閲覧者氏名					
閲覧者住所及び電話番号	電話番号				
閲覧の対象 (該当欄に してください)	区 分	第1四半期分 (4~6月分)	第2四半期分 (7~9月分)	第3四半期分 (10~12月分)	第4四半期分 (1~3月分)
	年度				
	年度				
	年度				
	年度				